

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「サーベイメータ定期点検」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2025年 2月28日
- (5) 納 入 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：ホソヌマ ナオ
担 当 者 名：細沼 那緒
電 話 番 号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2024年11月18日（月） 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類（電子メール可）
 - ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の写し（「3.(2)」参照） 1部
 - ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2024年10月30日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

資格要件確認書

契約番号		212-453		請求元課室		安全施設課	
契約件名		サーバイメータ定期点検		購買区分		A・B・C・D・E	
参加者名				評価の有無		無・有(下記のとおり)	
評価項目		仕様書ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
					判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・管理体制等	1.1		① 業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。	放射線測定機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長
	業務の実施体制		② 必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。	組織体制			請求元課室長
	1.2		① 受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書又はISO9001登録証(付属書含む)の写し			請求元課室長
	品質管理及び情報セキュリティ体制		② 情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。				請求元課室長
	1.3		①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長
コンプライアンス	②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長		
2 技術確認事項	2.1	P2.6.	放射線測定機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であること。	放射線測定機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長
	2.2	P5~P6、P8~P14 別添	計数指示精度(パルス点検)に使用する計測機器を確保していること(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。)	計測機器一覧等			請求元課室長
		P5~P18 別添	線源校正検査に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等			
	2.3						請求元課室長
	2.4						請求元課室長
2.5						請求元課室長	

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約当事者に提出すること。

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等	体制	数及びスキル(業務遂行に必 要な有資格等)が確保されて	◎◎資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
※タイトル行(太線内)は変更しないでください。						
本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提 出期限までにメールまたはFAXにて提出し てください。			◎◎資格証(写)			
		QMS体制図				
		② 情報セキュリティに対する 管理体制	情報セキュリティ体制			
複数例示された資料から選 択する場合は提出する資料 名を○で囲んでください。						
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	① ◎◎の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書		
	2.2 技術設備の 確認			一覧		
例示された資料と提出資料が異なる 場合は実際の資料名に訂正してくだ さい。						
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしているこ と。	製品のスぺックがわかる資 料(カタログ等)		
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表		

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2024年10月30日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「サーベイメータ定期点検」
2. 添付資料 (公募説明書において提出を求めた書類)
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

サーベイメータ定期点検
仕様書

2024 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要.....	1
3. 作業実施場所.....	1
4. 納期	1
5. 作業内容及び方法等.....	1
5.1 対象機器	1
5.2 点検項目及び判定基準	2
5.3 作業内容	2
5.4 契約外作業等の取扱い	2
6. 作業に必要な資格等.....	2
7. 支給品及び貸与品	2
7.1 支給品	2
7.2 貸与品	2
8. 提出書類.....	3
9. 検収条件.....	3
10. 契約不適合責任	3
11. 適用法規・規程等	4
12. 特記事項.....	4
別 添 点検項目及び判定基準	5

1. 件名

サーベイメータ定期点検

2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）の新分析棟管理区域等で使用しているサーベイメータの機能維持を目的とした定期点検を受注者に請け負わせるための仕様を定めたものである。

3. 作業実施場所

受注者の任意の場所

4. 納期

2025年2月28日

5. 作業内容及び方法等

5.1 対象機器

対象機器	型式	台数	メーカー
①GMサーベイメータ	TGS-133	5台	アロカ 株式会社製
②GMサーベイメータ	TGS-136	2台	
③GMサーベイメータ	TGS-146B	1台	
④GMサーベイメータ	TGS-121	7台	
⑤ α 線シンチレーションサーベイメータ	TCS-222	11台	
⑥ α 線シンチレーションサーベイメータ	TCS-232	5台	
⑦ α 線シンチレーションサーベイメータ	TCS-1232	2台	
⑧ α 線シンチレーションサーベイメータ	TCS-232B	4台	
⑨ γ 線シンチレーションサーベイメータ	TCS-161	1台	
⑩ γ 線シンチレーションサーベイメータ	TCS-171	2台	
⑪ γ 線シンチレーションサーベイメータ	TCS-171B	2台	
⑫ γ 線シンチレーションサーベイメータ	TCS-1172	2台	
⑬電離箱サーベイメータ	ICS-311	1台	
⑭電離箱サーベイメータ	ICS-315	1台	
⑮電離箱サーベイメータ	ICS-1323	2台	
⑯中性子サーベイメータ	TPS-451BS	3台	
⑰中性子サーベイメータ	TPS-451C	1台	

5.2 点検項目及び判定基準

別添の点検項目及び判定基準参照のこと。

5.3 作業内容

(1) サーベイメータの運搬

受注者は、「5.1 対象機器」に示す機器について、東海センターにて引取り、受注者の作業実施場所までの間を運搬すること。また、点検後、受注者の作業実施場所から東海センターまでの間を運搬し、返却すること。なお、運搬は複数回に分けて実施するものとし、作業日及びサーベイメータの台数については、東海センター安全施設課と調整し、決定すること。

(2) サーベイメータの点検

受注者は、引渡しを受けたサーベイメータについて、「5.2 点検項目及び判定基準」に示す点検を実施すること。また、点検実施後、当該機器に点検年月日が記載されたシールを貼付すること。

(3) 提出書類の作成・提出

受注者は、「8. 提出書類」に示す書類を作成し、東海センター安全施設課へ提出すること。

5.4 契約外作業等の取扱い

受注者は、作業中に本契約外の作業等が必要であると判断した場合は、東海センター安全施設課と協議し、その決定に従うこと。

6. 作業に必要な資格等

放射線測定機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であること。

7. 支給品及び貸与品

7.1 支給品

なし

7.2 貸与品

なし

8. 提出書類

書類名	提出時期	部数
作業員名簿 ^{※1}	作業開始2週間前まで	1部
作業工程表	〃	1部
組織体制 ^{※2}	〃	1部
品質保証計画書又は ISO9001 登録証（付属書含む）の写し	〃	1部
計測機器の校正証明書の写し ^{※3}	〃	1部
標準線源の校正証明書の写し ^{※3}	〃	1部
作業要領書 ^{※4}	〃	1部
議事録	協議実施後速やかに	1部
作業報告書 ^{※5}	作業終了後2週間以内	1部

※1：「6. 作業に必要な資格等」の内容確認のため従事歴を記載すること。

※2：総括責任者、現場責任者、作業員等の体制及び連絡先を記載すること。

※3：公的機関の発行する校正証明書または校正の体系が確認できる書類であること。

※4：作業要領書には別添に示す点検項目及び判定基準を含めること。

※5：作業報告書には点検結果の所見を記載すること。

（提出場所）東海センター安全施設課

9. 検収条件

「8. 提出書類」の確認、対象機器の全数返却及び実施した作業が本仕様書の内容を完全に満たすと認めたことをもって検収とする。

10. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 適用法規・規程等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 日本産業規格
- (4) その他関係法令、規則、基準等

12. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンターと協議し、その決定に従うものとする。なお、協議事項及び協議結果等の記録（議事録）を作成し、速やかに東海センター安全施設課に提出すること。
- (2) 受注者は、「11. 適用法規・規程等」に示す関係法令等を遵守し作業時の安全を確保すること。
- (3) 受注者は、作業を実施することにより取得した情報を東海センターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、または無償で提供することはできない。
- (4) 東海センター内の作業は原則として東海センターの就業時間内とし、緊急を要する作業で就業時間外に実施する必要がある場合は、予め東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。
- (5) 対象機器の引渡し及び返却時には、東海センター安全施設課が立会う。また、指定場所以外の区域への立ち入り等の単独での行動は禁止する。
- (6) 作業における対象機器の紛失または損傷には十分注意すること。万一、紛失または損傷が生じた場合の責任は受注者とし、遅滞なく東海センター安全施設課へ報告を行い、その指示に従うこと。
- (7) 写真撮影は、構内全域で原則禁止とする。なお、写真撮影が必要な場合は東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。

以上

点検項目及び判定基準 (1/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
GM サーベイメータ (TGS-133)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) メータ・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ $\pm 4.0V \pm 0.35$ 以内 ・ $+4.5V \pm 0.4V$ 以内
	(6) パルス点検 ^{※6}	(6) 入力値に対して $\pm 3\%$ であること。
	(7) GM 管プラトー特性検査	(7) プラトー長が 150V 以上であること。 また、プラトー傾斜が 10%/100V 以下であること。
	(8) 線源校正検査 ^{※7} (機器効率試験)	(8) ^{36}Cl の標準線源を使用し、 β 線の機器効率が 40%/2 π 以上であること。
GM サーベイメータ (TGS-136)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ $\pm 4.0V \pm 0.35$ 以内 ・ $+4.5V \pm 0.4V$ 以内
	(6) パルス点検 ^{※6}	(6) 入力値に対して $\pm 3\%$ であること。
	(7) GM 管プラトー特性検査	(7) プラトー長が 150V 以上であること。 また、プラトー傾斜が 10%/100V 以下であること。
	(8) 線源校正検査 ^{※7} (機器効率試験)	(8) ^{36}Cl の標準線源を使用し、 β 線の機器効率が 40%/2 π 以上であること。

※6：パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (2/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
GM サーベイメータ (TGS-146B)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ +3.30V±0.30V 以内 ・ +5.00V±0.30V 以内
	(6) パルス点検 ^{※6}	(6) 入力値に対して±3%であること。
	(7) GM 管プラトー特性検査	(7) プラトー長が 150V 以上であること。 また、プラトー傾斜が 10%/100V 以下であること。
	(8) 線源校正検査 ^{※7} (機器効率試験)	(8) ³⁶ Cl の標準線源を使用し、β線の機器効率が 40%/2π 以上であること。

※6：パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (3/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
GM サーベイメータ (TGS-121)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) メータ・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 回路点検	(5) +4.0V±0.3V 以内であること。
	(6) GM 管プラトー特性検査	(6) プラトー長が 150V 以上であること。 また、プラトー傾斜が 15%/100V 以下であること。
	(7) 線源校正検査 ^{※7} (放射線校正)	(7) ¹³⁷ Cs の標準線源を使用し、 γ 線の線量当量率 3 μ Sv/h、30 μ Sv/h、300 μ Sv/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 μ Sv/h : 1.0±0.1 ・ 30 μ Sv/h : 1.0±0.1 ・ 300 μ Sv/h : 1.0±0.3

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (4/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
α線シンチレーションサーベイメータ (TCS-222)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ $\pm 4.0V \pm 0.35V$ 以内 ・ $+4.5V \pm 0.4V$ 以内
	(6) パルス点検 ※6	(6) 入力値に対して $\pm 3\%$ であること。
	(7) 検出器点検	(7) ピンホール等の異常がないこと。
	(8) 線源校正検査※7 (機器効率試験)	(8) ^{241}Am の標準線源を使用し、α線の機器効率が $25\%/2\pi$ 以上であること。
α線シンチレーションサーベイメータ (TCS-232)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ $+3.3V \pm 0.3V$ 以内 ・ $+5.0V \pm 0.3V$ 以内
	(6) パルス点検 ※6	(6) 入力値に対して $\pm 3\%$ であること。
	(7) 検出器点検	(7) ピンホール等の異常がないこと。
	(8) 線源校正検査※7 (機器効率試験)	(8) ^{241}Am の標準線源を使用し、α線の機器効率が $25\%/2\pi$ 以上であること。

※6：パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (5/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
α線シンチレーションサーベイメータ (TCS-1232)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) パルス点検 ※6	(5) 入力値に対して±3%であること。
	(6) 検出器点検	(6) ピンホール等の異常がないこと。
	(7) 線源校正検査※7 (機器効率試験)	(7) ²⁴¹ Am の標準線源を使用し、α線の機器効率が $35\%/2\pi \pm 25\%$ 以内及び $30\%/2\pi$ 以上であること。 ($30.0\%/2\pi \sim 43.7\%/2\pi$)

※6：パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (6/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
α線シンチレーションサーベイメータ (TCS-232B)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ +3.3V ± 0.3V 以内 ・ +5.0V ± 0.3V 以内
	(6) パルス点検 ※6	(6) 入力値に対して ±3% であること。
	(7) 検出器点検	(7) ピンホール等の異常がないこと。
	(8) 線源校正検査 ※7 (機器効率試験)	(8) ²⁴¹ Am の標準線源を使用し、α線の機器効率が 25%/2π 以上であること。

※6: パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7: 線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (7/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
γ線シンチレー ションサーベイ メータ (TCS-161)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) メータ・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ -3.0V±0.3V 以内 ・ +4.0V±0.35V 以内 ・ +5.0V±0.5V 以内
	(6) パルス点検※6	(6) 入力値に対して表示値が確認できること。
	(7) 検出器点検	(7) 異常がないこと。
	(8) 線源校正検査※7 (放射線校正)	(8) ¹³⁷ Cs の標準線源を使用し、γ線の線量当量率 3 μSv/h、10 μSv/h、30 μSv/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 ・ 3 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 10 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 30 μSv/h : 1.0±0.1

※6：パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (8/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
γ 線シンチレー ションサーベイ メータ (TCS-171)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 測定回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ +3.3V \pm 0.3V 以内 ・ +5.0V \pm 0.3V 以内
	(6) パルス点検 ^{※6}	(6) 入力値に対してデジタル表示値が確認できること。
	(7) 検出器点検	(7) 異常がないこと。
	(8) 線源校正検査 ^{※7} (放射線校正)	(8) ¹³⁷ Cs の標準線源を使用し、 γ 線の線量当量率 10 μ Sv/h、30 μ Sv/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 ・ 10 μ Sv/h : 1.0 \pm 0.1 ・ 30 μ Sv/h : 1.0 \pm 0.1 また、 γ 線の空気吸収線量率 10 μ Gy/h、30 μ Gy/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 ・ 10 μ Gy/h : 1.0 \pm 0.1 ・ 30 μ Gy/h : 1.0 \pm 0.1

※6：パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (9/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
γ線シンチレーションサーベイメータ (TCS-171B)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 測定回路点検	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ +3.3V±0.3V 以内 ・ +5.0V±0.3V 以内
	(6) パルス点検※6	(6) 入力値に対してデジタル表示値が確認できること。
	(7) 検出器点検	(7) 異常がないこと。
	(8) 線源校正検査※7 (放射線校正)	(8) ¹³⁷ Cs の標準線源を使用し、γ線の線量当量率 10 μSv/h、30 μSv/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 ・ 10 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 30 μSv/h : 1.0±0.1 また、γ線の空気吸収線量率 10 μGy/h、30 μGy/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 ・ 10 μGy/h : 1.0±0.1 ・ 30 μGy/h : 1.0±0.1

※6: パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7: 線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (10/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
γ線シンチレーションサーベイメータ (TCS-1172)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) ケーブル・コネクタ点検	(2) 断線、接触不良等がないこと。
	(3) 表示部・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) パルス点検 ^{※6}	(5) 入力値に対してデジタル表示値が確認できること。
	(6) 検出器点検	(6) 異常がないこと。
	(7) 線源校正検査 ^{※7} (放射線校正)	(7) ¹³⁷ Cs の標準線源を使用し、γ線の線量当量率 10 μSv/h、30 μSv/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 μSv/h : 1.0 ± 0.1 ・ 30 μSv/h : 1.0 ± 0.1 また、γ線の空気吸収線量率 10 μGy/h、30 μGy/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 μGy/h : 1.0 ± 0.1 ・ 30 μGy/h : 1.0 ± 0.1

※6：パルス点検に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (11/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
電離箱サーベイ メータ (ICS-311)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) 乾燥剤点検	(2) 湿気を帯びていないこと。
	(3) メータ・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 検出器点検	(5) 膜破れや損傷等の異常がないこと。
	(6) 零点検査	(6) 以下の項目を満たすこと。 ・ ずれが最大目盛の±3%であること。 ・ 各レンジの零点移動が最大目盛の±5%であること。
	(7) 線源校正検査※ ⁷ (放射線校正)	(7) ¹³⁷ Cs の標準線源を使用し、γ線の線量当量率 3 μSv、10 μSv、10 μSv/h、30 μSv/h、100 μSv/h、300 μSv/h、1mSv/h、3mSv/h、10mSv/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 ・ 3 μSv : 1.0±0.1 ・ 10 μSv : 1.0±0.1 ・ 10 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 30 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 100 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 300 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 1mSv/h : 1.0±0.1 ・ 3mSv/h : 1.0±0.1 ・ 10mSv/h : 1.0±0.1

※7: 線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (12/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
電離箱サーベイ メータ (ICS-315)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損がないこと。
	(2) 乾燥剤点検	(2) 湿気を帯びていないこと。
	(3) メータ・スイッチ等点検	(3) 破損、接触不良等がないこと。
	(4) 電池点検	(4) 定格値以上であること。
	(5) 検出器点検	(5) 膜破れや損傷等の異常がないこと。
	(6) 零点検査	(6) 以下の項目を満たすこと。 ・ずれが最大目盛の±3%であること。 ・各レンジの零点移動が最大目盛の±5%であること。
	(7) 線源校正検査 ^{※7} (放射線校正)	(7) ¹³⁷ Cs の標準線源を使用し、γ線の線量当量率 10 μSv/h、100 μSv/h、1mSv/h、10mSv/h のレンジ毎に基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 ・ 10 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 100 μSv/h : 1.0±0.1 ・ 1mSv/h : 1.0±0.1 ・ 10mSv/h : 1.0±0.1 また、 ⁶⁰ Co の標準線源を使用し、γ線の線量当量率 100mSv/h のレンジに対し基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 ・ 100mSv/h : 1.0±0.1

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (13/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
電離箱サーベイ メータ (ICS-1323)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) 表示部・スイッチ等点検	(2) 破損、接触不良等がないこと。
	(3) 電池点検	(3) 定格値以上であること。
	(4) チェンバー窓膜点検	(4) 膜破れや損傷等の異常がないこと。
	(5) 動作点検	(5) 正常に起動すること。
	(6) 線源校正検査 ^{※7} (放射線校正)	(6) ¹³⁷ Cs 線源を使用し、 γ 線の線量当量率 $5\mu\text{Sv}$ 、 $5\mu\text{Sv/h}$ 、 $50\mu\text{Sv/h}$ 、 $500\mu\text{Sv/h}$ 、 5mSv/h の基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ $5\mu\text{Sv}$: 1.0 ± 0.1 ・ $5\mu\text{Sv/h}$: 1.0 ± 0.1 ・ $50\mu\text{Sv/h}$: 1.0 ± 0.1 ・ $500\mu\text{Sv/h}$: 1.0 ± 0.1 ・ 5mSv/h : 1.0 ± 0.1 また、 ⁶⁰ Co 線源を使用し、 γ 線の線量当量率 50mSv/h 、 500mSv/h に対し基準線量を照射し、その校正定数が以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 50mSv/h : 1.0 ± 0.1 ・ 500mSv/h : 1.0 ± 0.1

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (14/14)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
中性子サーベ イメータ (TPS-451BS)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損等がないこと。
	(2) メータ・スイッチ等点検	(2) 破損、接触不良等がないこと。
	(3) 電池点検	(3) 定格値以上であること。
	(4) メータ零点検査	(4) 機械的、電気的零点が正常であること。
	(5) γ 線感度検査	(5) $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以下であること。
	(6) 回路点検	(6) 以下の項目を満たすこと。 ・ $+4\text{V} \pm 0.25\text{V}$ 以内 ・ $-3.9\text{V} \pm 0.5\text{V}$ 以内
	(7) 指示直線性試験	(7) 基準値 $\pm 0.5\%$ 以内
	(8) 線源校正検査 ^{※7} (線量当量率校正)	(8) $^{241}\text{Am-Be}$ の標準線源を使用し、中性子線の基準線量を照射し、その校正定数が 1.0 ± 0.5 であること。 また、 ^{252}Cf の標準線源を使用し、熱中性子線の基準線量を照射し、その校正定数が 1.0 ± 0.8 であること。
中性子サーベ イメータ (TPS-451C)	(1) 外観検査	(1) 変形、破損がないこと。
	(2) メータ・スイッチ等点検	(2) 破損、接触不良等がないこと。
	(3) 電池点検	(3) 定格値以上であること。
	(4) メータ零点検査	(4) 機械的、電気的零点が正常であること。
	(5) γ 線感度検査	(5) $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以下であること。
	(6) 回路点検	(6) 以下の項目を満たすこと。 ・ $+4\text{V} \pm 0.25\text{V}$ 以内 ・ $-3.9\text{V} \pm 0.5\text{V}$ 以内
	(7) 指示直線性試験	(7) 基準値 $\pm 0.5\%$ 以内
	(8) 線源校正検査 ^{※7} (線量当量率校正)	(8) $^{241}\text{Am-Be}$ の標準線源を使用し、中性子線の基準線量を照射し、その校正定数が 1.0 ± 0.5 であること。 また、 ^{252}Cf の標準線源を使用し、熱中性子線の基準線量を照射し、その校正定数が 1.0 ± 0.8 であること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。